

佐賀県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十一月十六日から平成二十二年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区 間	変更前 の別	幅員 メートル
一般国道 二〇七号	鹿島市大字音成字式本戊一七 七六番一地从先から 鹿島市大字飯田字壱本松六ノ 角丙一二五〇番八地先まで	後	三・九 一・八
	鹿島市大字音成字式本戊一七 七六番一地从先から 鹿島市大字飯田字壱本松六ノ 角丙一二五〇番八地先まで	前	二・三 八・二
		延長 メートル	五九三・二 五九六・二